

## 別紙1 保育を必要としている事由を証する書類一覧

◆事由を証する書類の様式例は、本助成金のホームページ（次のURL）内より、ダウンロードできます。

（求職活動申立書以外の様式例は、認可保育施設入所申込／支給認定申請の際に使用しているものと同じものです。）

[https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/kosodate/youchien\\_hoiku/kodomoen/hoiku/h28genmen.html](https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/kosodate/youchien_hoiku/kodomoen/hoiku/h28genmen.html)

保育を必要としている事由	事情・条件	事由を証する書類		
(1) 就労	<p>① 会社等勤務、パート、内定、育児休業復帰等</p> <p>② 自営業（子どもの父、母又は祖父母が事業所等（法人を除く。）の代表者である場合又はこれらの者が代表者である事業所等（法人を除く。）で就労している場合（農漁業）を含む。）をいいます。</p> <p>③ 内職等</p> <p><b>保護者1人当たりの就労時間が、月64時間以上であることが条件です。</b></p> <p>※ ただし、就労時間が月64時間以上とならない勤務先を複数掛け持ちしている場合は、各勤務先における勤務時間を合計し、月64時間以上とすることも可能です（この場合、各勤務先についての就労証明書が必要となります。）。</p> <p><b>※ 育児休業中は、本助成金の対象外です。</b></p> <p>育児休業から復帰される場合、<u>就労時間が月64時間以上を満した月から対象</u>となります。</p>	<p><b>◆就労証明書</b></p> <p>※ 就労証明書の<b>就労実績欄</b>の記載について 就労実績は、給料の締め日による実績ではなく、<b>証明日の直近3か月間における、月初から月末までに実際に働いた日数、時間数</b>を記入してください。</p> <p style="text-align: center;">+</p> <p><b>添付書類</b></p> <table border="1" data-bbox="1151 959 2033 1185"> <tr> <td data-bbox="1151 959 1417 1185">② 自営業の場合</td> <td data-bbox="1417 959 2033 1185">営業許可証、請負契約書、取引の相手方が作成した納品書等の自営業が確認できるもの（事業主でない場合は、給与明細、タイムカード等の就労が確認できるもの）の写しを添付</td> </tr> </table> <p>※ ③ 内職の場合で、事業者が就労時間及び就労実績（給与支給実績を除く。）について証明しない場合は、当該証明しない事項について就労者本人が証明した就労証明書を添付してください。</p>	② 自営業の場合	営業許可証、請負契約書、取引の相手方が作成した納品書等の自営業が確認できるもの（事業主でない場合は、給与明細、タイムカード等の就労が確認できるもの）の写しを添付
② 自営業の場合	営業許可証、請負契約書、取引の相手方が作成した納品書等の自営業が確認できるもの（事業主でない場合は、給与明細、タイムカード等の就労が確認できるもの）の写しを添付			

保育を必要としている事由	事情・条件	事由を証する書類
(2) 妊娠・出産	<p>妊娠中、又は出産後で間がないため、子どもの保育ができない場合。</p> <p><b>出産予定日が属する月の2か月前から 出産後8週間を経過する日の翌日が属する月の月末まで。</b></p>	<p>◆<b>妊娠・出産申立書</b>（各種申立書内）</p> <p>※ <b>母子健康手帳の表紙及び出産予定日の分かる面の写し</b>を添付してください。</p>
(3) 疾病・障がい	<p>疾病や負傷、又は精神若しくは身体に障がいを有しているため、子どもの保育ができない場合。</p>	<p>◆<b>傷病・障がい等申立書</b>（各種申立書内）</p> <p>※ <b>該当するものの写し</b>を添付してください。</p> <p>（傷病の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 診断書</li> </ul> <p>（障がい等の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者手帳</li> <li>・ 療育手帳</li> </ul>
(4) 介護・看護	<p>同居又は長期間入院等をしている親族を、常時介護又は看護するため、子どもの保育ができない場合。</p> <p><b>保護者1人当たりの介護（看護）時間が、 月平均64時間以上であることが条件です。</b></p>	<p>◆<b>介護（看護）申立書</b>（各種申立書内）</p> <p>※ <b>該当するものの写し</b>を添付してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 診断書</li> <li>・ 介護保険被保険者証</li> <li>・ 障害者手帳</li> <li>・ 療育手帳</li> </ul>

保育を必要としている事由	事情・条件	事由を証する書類
(5) 災害復旧	<p>火災、風水害、地震その他災害により、家屋を失ったり、破損したりしたため、その復旧の間、子どもの保育ができない場合。</p>	<p>◆<u>被災証明書等</u></p>
(6) 求職活動	<p>求職活動（起業準備を含む。）を行っているため、子どもの保育ができない場合。</p> <p><b>求職活動を、保育を必要とする事由として申請する場合は、上半期・下半期それぞれ最長3ヶ月分までの助成となります。</b></p>	<p>◆<u>求職活動申立書</u></p> <p>※ 活動した内容を具体的に記入してください。</p> <p>※ 活動記録の記入がない月は対象となりません。</p>
(7) 就学	<p>就学（職業訓練校等における職業訓練を含む。）のため、子どもの保育ができない場合。</p> <p><b>保護者1人当たりの就学時間が、月64時間以上であることが条件です。</b></p>	<p>◆<u>就学・技能取得等申立書</u>（各種申立書内）</p> <p>※ <u>在学証明書及びカリキュラム等の就学時間を確認できる書類</u>を添付してください。</p>
(8) 虐待・DV	<p>児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められる場合や、配偶者からの暴力により、子どもの保育ができない場合。</p>	<p>◆<u>公的機関が発行する事実を証明できる書類</u></p>